

レンタカー・カーシェアリングにおけるZEV導入促進事業の質問および回答について

番号	質問	回答
1	様式3「事業実施計画書」の3「設置営業所(カーシェアリングステーション)数及びその所在地」について、配備台数を1台として、その1台を複数の店舗で貸し出すことを想定した場合、〇〇区(市町村)2カ所、□□区(市町村)2カ所、といった記入方法でよいか。	1台を〇〇区(市町村)2カ所、□□区(市町村)2カ所の複数店舗で貸し出すことを想定している場合、〇〇区(市町村)2カ所、□□区(市町村)2カ所、といった記入方法としてください。
2	様式3「事業実施計画書」の5「実施期間及び配備台数」について、新車購入後に実施を予定している場合、納期(納車)が未確定であるため実施期間は予測となるが、問題ないか。	現時点での予定に沿って記入してください。
3	この事業で配備した車両が事故などにより長期貸出不可又は全損により貸出不能となった場合は、どのような対応となるか。	公募要領9(1)ア※のとおり、貸出できない期間は運営費の対象期間とはなりません。 なお、貸出できない車両が発生した場合に、代替車(要件を満たしている車両)が配備されれば、以降の期間は運営費の対象になります。ただし、当初の車両が修理後に再度配備された場合でも、都と協議の上定めた配備台数を超えた車両は運営費の対象とはなりません。
4	東京都内であれば、開設するカーシェアリングステーションの地番はどこでもよいか。市区町村の限定はあるか。	東京都内であれば、開設するカーシェアリングステーションの地番は問わず、また、市区町村の限定はありません。
5	本公募で開設するカーシェアリングステーションは、すでにサービス展開をしているカーシェアリングステーションの1つとして実施をするかたちでもよいか。それとも、今回の公募専用のカーシェアリングステーションだけに限定したサービスを新設し、運用をする必要があるのか。	すでにサービス展開をしているカーシェアリングステーションのひとつとして開設する場合でも、本事業専用カーシェアリングステーションを新設し限定したサービスを実施する場合でも構いません。
6	サービス展開をしている事業において、すでに契約をしているカーシェアリングステーション区画で、事業実施者として選定後に、初度登録をした車両を設置し、開業した場合は、運営費の対象になるか。それとも今回の公募対象は区画賃貸借契約及び新車の初度登録ともに、協定締結後のものが対象になるのか。	公募要領5(1)イに記載のとおり、事業実施者と都の協定締結の日以降に、初度登録された車両であること等を要件としており、カーシェアリングステーションの賃貸借契約については要件としていません。
7	今回の事業にあたり、営業所(カーシェアリングステーション)に充電器を設置導入する際に、設備購入費用、施工費用の補助はないか。また、他の補助金との併用は可能か。	東京都は、本事業の運営費を一部負担することとしています。なお、個別の案件ごとに異なりますが、要件を満たせば事務所・工場等への設置として、一般社団法人次世代自動車振興センターが行う補助金や、東京都が行う助成金の対象となり、本事業においてはそれらの補助金等の活用は可能です。
8	全ての利用者へのアンケート実施とあるが、アンケート項目は東京都と実施事業者のどちらが準備するのか。また、アンケートに、ご協力をいただけないお客様がいた場合は、アンケート未回答といった報告でもよいのか。	基本となるアンケート項目については、東京都で用意し、事業実施者と協議の上、決定します。 また、アンケートについては、全てのお客様に原則ご回答いただくよう、事業実施者から説明をお願いいたします。
9	本事業の実施期間について、公募要領では「令和3年3月31日までとする。ただし、本事業に係る令和2年度予算案が東京都議会で可決されなかったときは、この限りでない。」とあるが、令和3年3月31日まで出来る場合と予算がつかず終了となる場合の連絡は、1ヶ月前ぐらいを目処に連絡をもらえるのか。	都議会における予算案の可決は通常3月下旬となりますので、最終的なご連絡は令和2年3月下旬となる予定です。 なお、予算案については例年1月下旬に発表されているため、令和2年1月下旬を目途にお知らせする予定です。

レンタカー・カーシェアリングにおけるZEV導入促進事業の質問および回答について

番号	質問	回答
10	<p>配備台数が多い場合に、営業所(カーシェアリングステーション)を開設する猶予期間は何ヶ月程度を想定しているのか。</p>	<p>営業所(カーシェアリングステーション)開設にあたって、具体的な猶予期間は特段設定しておりませんが、審査基準「本事業実施期間は十分か。」のとおり、審査項目の一つとして設定しています。</p>
11	<p>複数社で車両を配備する場合、同等車種の価格は統一されるのか。</p>	<p>必ずしも同等車種の価格を統一する必要はありません。</p>
12	<p>事業実施者に選定された場合締結する協定書の雛形はあるのか。</p>	<p>協定書及び覚書につきましては、別添のとおりを想定しており、事業実施者と協議の上、締結することを予定しております。</p>